

# 人権啓発活動業務委託仕様書

## 第1 人権啓発ポスター作成及び放送広告

### 1 基本方針

- (1) 県民が人権について考えるきっかけとなるよう、感性に訴える内容とする。  
見た（聴いた）人が、「自分を含めみんなに関わりのあること」と受け止め、人権（問題）について関心を持つような内容を基本とする。
- (2) 制作にあたっては次に示す基本的な考えに留意すること。
  - ア 一人ひとりの個性、生き方、多様な性の在り方などを認め合い、すべての人の人権が尊重される社会の形成
  - イ 「人権」の認識
    - ・ すべての人間が生まれながらにして持っている権利
    - ・ 人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的権利
    - ・ 個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできない権利
    - ・ 人権の尊重は人類普遍の原理であり、基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念の一つとしてすべての国民に保障されたもの
- (3) 特定の人権問題に偏らないこと。
- (4) 制作物のコンセプトを統一すること。
- (5) 適切なキャッチコピー（フレーズ）を設定すること。（補足のメッセージも可とする）
- (6) 男女共同参画の視点及びユニバーサルデザインに配慮すること。
- (7) 制作にあたっては県と十分協議すること。

### 2 制作物

#### (1) 人権啓発ポスター

規格	数量(枚)	仕様
B3縦	2,900	・フルカラー、コート紙 ・二つ折納品（150枚は折りなし）

※印刷用紙は縦長

#### 【掲載が必須となる事項】

- ・キャッチコピー（キャッチフレーズ）
- ・「鹿児島県」及び「県シンボルマーク」
- ・「法務省委託事業」
- ・県ホームページのQRコード及び検索窓口  
（アドレス及び検索ワードは別途指定）

(2) 人権啓発動画・CM素材（ラジオ、SNS）

メディア	尺	種類	使用する音声・テロップ
ラジオ用 (CM素材)	20秒	2	8月：「8月は鹿児島県人権同和問題啓発強調月間です。」 12月：「12月4日から10日は人権週間です。」
SNS動画 YouTube、X、 LINE、Instagram 等	15秒	基本となる動画は 横長、縦長各1種類 ずつ ただし、8月と 12月でテロップ内 容が変わるため、計 4種類となる。	【音声】 人権意識の高揚を促す内容とする。 【テロップ】 8月：「8月は鹿児島県人権同和問題啓発強調月間です。」 12月：「12月4日から10日は人権週間です。」

(注) すべての媒体で強調月間用(8月)と人権週間用(12月)の2種類

【使用が必須となる事項】 ※ラジオ素材は囲部分のみ該当

・キャッチコピー（キャッチフレーズ）

・「鹿児島県」及び「県シンボルマーク」

・「法務省委託事業」

・県ホームページのQRコード及び検索窓口

（アドレス及び検索ワードは別途指定）

### 3 放送広告

(1) ラジospott（時間帯毎、放送局毎の放送回数を提案する）

CM放送期間	内 容	放送回数
8月1日～31日 人権同和問題啓発強調月間	強調月間用CM素材	期間中毎日、複数の局で各1本以上 MBC、ミュ－FM、あまみエフエム 等
12月4日～10日 人権週間	人権週間用CM素材	同 上

(2) SNS広告（YouTube、X、LINE、Instagram等を使用）

CM放送期間	内 容	放送回数
8月1日～31日 人権同和問題啓発強調月間	強調月間用CM素材	特に制限なし
12月4日～10日 人権週間	人権週間用CM素材	同 上

## 4 提出期限等

### ○提出期限

- (1) 人権啓発ポスター：令和8年7月17日(金)  
現品のほか、汎用の画像処理ソフトで二次利用可能な画像データを提出してください。
- (2) 人権啓発動画及びラジオCM素材：令和8年7月24日(金)  
汎用の画像処理ソフトで二次利用可能な画像データを提出してください。

### ○納品場所

鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県総務部男女共同参画局人権同和対策課

## 5 権利関係

- (1) 受託者は、採用された企画及び成果物についての全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を鹿児島県に無償で譲渡するものとし、以後、著作者人格権を主張しないものとします。また、全ての成果物の使用については、今年度に限定されないものとします。
- (2) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該著作物の著作権者の承諾を得たうえで、当該成果物を県に引き渡すこととし、その経費は委託料に含まれます。権利侵害等の紛争が生じたときは、受託者の責任と負担において一切を処理するものとします。契約期間後においても同様とします。
- (3) 受託者は、成果物の全てをあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、出演者に係る肖像権等について、使用期限・方法や掲載媒体等の制限を定めのないよう調整してください。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じた場合は、その都度、協議して決定します。
- (5) 県は、制作物を人権啓発事業に広く無償で使用できるものとし、その使用範囲には次の行為も含まれるものとする。

### （使用範囲）

県ホームページ、県公式YouTube等インターネット上での公開、各種イベント・研修会での視聴、制作物の加工、各種印刷物・研修用スライド等への掲載、啓発物品等への利用、第三者へのデータ提供

## 6 その他

本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者・受託者両者が協議して定めるものとする。

## 第2 イベント（催事）開催

### 1 業務概要

#### (1) 目的

県民が様々な人権課題に触れ、自らもその課題解決の主体であるという認識を深める機会を創出することで、一人ひとりの多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりの実現を目的とする。

#### (2) 期 日

令和8年11月21日（土） 午後1時から午後4時まで

#### (3) 場 所

鹿児島市中央駅前アミュ広場（鹿児島市中央町1-1）

#### (4) 概 要

- ・ステージ：「令和8年度人権に関するポスターコンクール」表彰式、人権に関する講演会等
- ・展示ブース：関係機関、団体によるパネル展示、チラシ・パンフレット等の設置
- ・体験・出店ブース：スポーツ体験、ワークショップ、物品販売等の企画提案による

### 2 イベント（催事）の概要

イベントについて、全体的に集客が期待される提案とすること。

また、ブース展開について、人権に関する作品展示や販売、体験ブース等を設置し、参加者の導線を考慮の上、参加者の目を引くような構成とすること。

#### (1) ステージ

項 目	内 容（例）
オープニング （30分程度）	主催者（県）あいさつ、イベントのオープニングとして、人権に関連のある個人、団体の出演（歌唱、演奏演舞等）
表彰式・写真撮影 （30分程度）	「令和8年度人権に関するポスターコンクール」表彰式 （最優秀賞1人、部門別最優秀賞7人、学校賞6校）
講演会等 （60分程度）	県内外で活躍する方あるいは県にゆかりのある方に登壇いただき、人権に関する講演会、トークショーを実施
パフォーマンス （30分程度）	人権や多様性をテーマとしたパフォーマンスイベント（ミニコンサート、県内団体等によるステージ発表等）
エンディング （5分程度）	終わりのあいさつ等

(2) 展示ブース

項 目	内 容 (例)
パネル展示	・ 人権に関するパネルの展示 法務局、庁内各課が所持する啓発パネル等のほか、今回2種類以上作成して、展示を行う。(内容については、別途協議) ※ 同和問題及び性的指向・性自認関連は必ず展示する。 ・ ポスターコンクール入賞作品展示

(3) 体験・出店ブース (企画提案による)

項 目	内 容 (例)
体験型イベント	「人権に関連する、来場者が気軽に体験や参加できる」スポーツ体験・ワークショップ・物品販売 等

### 3 委託業務の内容

(1) イベントの企画立案・実施業務

イベントの企画立案、事前の準備・手配、当日の運営、片付け・事後処理を行うこと。

ア ステージ (いずれも当日の接遇対応を含む)

- ・ ステージ設営 (音響・照明を含む) 及び運営計画の作成 (進行シナリオの作成)
- ・ オープニングの企画 (司会者、出演交渉、手話通訳者、謝金等の支払いを含む)

イ 展示ブース

【パネル作成・展示】

- ・ パネルに張る資料等については、法務局及び県が提供するもののほか、受託者の提案するものとする。

【ポスターコンクール入賞作品展示】

- ・ 専用ブースの設営及び展示 (看板及びキャプション作成、設置を含む)

ウ 体験・出店ブース (企画提案による)

- ・ スポーツ体験 (eスポーツ、ぼっちゃなど)、ワークショップ (レインボーボディペイント等)、VR体験、ゲーム、マルシェ、会場を回遊できるスタンプラリー、作成した絵が動くコンテンツや、障害者施設等の物販 等
- ・ 事故防止等のため、提案内容に応じて、指導者や補助者を配置すること。
- ・ 体験等に係る施設等との交渉及び調整
- ・ 体験型イベントができる区域の設定及び設営 (安全上の配慮を十分行うこと)
- ・ 各イベント等ごとに必要な道具類の搬入・搬出

エ 制作等

- ・ 開催案内ポスター : 100枚程度 (規格 : B3、フルカラー、コート紙)  
作成したPDFデータも併せて納品すること。

印刷仕様は、契約締結後に協議すること。

- ・ 当日プログラム：1,000枚程度（A4 少なくとも片面はフルカラー）

印刷仕様は、契約締結後に協議すること。

- ・ 来場者用配布物品準備：500セット  
（グッズ、ハンドブック等、搬入グッズは県で準備する。）
- ・ 展示パネル：制作に当たっては、その内容・枚数や納品日については予め県と協議・調整を行い、県からの指示に従うこと。なお、イベント終了後にも、今後の人権施策に活用できるものであること。
- ・ イベント終了後のゴミの処分及び現状回復

#### オ その他

- ・ 出演者等とは事前に十分打ち合わせを行い、必要があれば適宜控え室となる場所を確保すること（受託者負担）。
- ・ 当該事業は国の委託事業として実施するものであることから、出演者の謝金は1人当たり20万円を超えて支出できない。

### (2) イベント全体に関する業務

#### ア 当該事業の運営・管理

- ・ 当該事業の実施に当たっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、スケジュール表、会場レイアウト、実施マニュアル等を作成・提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、適正に運営管理すること。
- ・ 社会情勢の変化によるイベントの中止、延期、縮小開催等により、コンテンツの変更等が生じた場合には、発注者と協議の上、対応すること。

#### イ 会場施設管理者との調整等

- ・ 会場施設管理者との調整を行うこと。ただし、アミュ広場に関する開催日の利用予約については、県が行う。
- ・ 当日の会場使用について、会場施設管理者に対し、会場使用料を本委託により支払うこと。

#### ウ 会場全体の装飾に係る設営及び撤去

- ・ イベント名を記載した看板、会場案内図やステージプログラムの紹介、各体験コーナーの看板等、会場全体の装飾に関する企画・作製・運搬・設営を行う。  
イベント終了後は撤去すること。
- ・ ステージ背景等、ステージに係る装飾を行うこと。
- ・ 必要な機材等は、不足がないよう受託者が準備、運搬を行うこと。
- ・ 当日、会場で発生する廃棄物の廃棄を行うこと。

#### エ スタッフ

- ・ イベントスタッフが視認しやすいようスタッフ証を作成し、スタッフに着用させること。

#### オ 来場者数の把握

- ・ イベント全体の来場者数、ステージの観覧者数、各体験プログラムの参加者数等につい

てカウントし、イベント終了後速やかに、県に報告すること。

#### カ アンケートの実施

- ・ 来場者に対するアンケートを実施すること。内容については、県と協議の上決定すること。
- ・ 結果については、早急に取りまとめ提出すること。
- ・ アンケート回答者への景品の内容については予め県と協議し、委託費から支出すること。  
(200円/1個×100セット)

## 4 安全対策

- ・ 開催当日はあらかじめ県に届け出た会場運営責任者を常駐させ、県との連絡調整及び不測の事態に備えること。
- ・ 屋外であるため、荒天等を考慮し十分な安全対策を講じること。また、必要に応じて傷害保険等の加入を検討すること。
- ・ 事業の実施に必要となる官公庁許諾について、必要となる申請書類の作成及び提出等の業務を行うこと。

## 5 事業効果の分析

事業終了後は、実績及び成果等を内容とする委託業務実績報告書を任意の様式で紙媒体及び電子媒体で提出すること。

## 6 留意事項

受託者は、本業務に関し知り得た情報を漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後にも同様である。